

令和2年6月30日

各指定生活介護事業所 管理者様
各指定短期入所事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

**障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が
確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）**

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第8報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 厚生労働省（第8報）に基づく臨時的な取扱いについて

（1）生活介護における取扱いについて

生活介護において、今後もサービスの提供にあたり、いわゆる「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けるための取組とし、分散通所など様々な形態が想定されることを踏まえて、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも、短時間利用減算を適用しないことを可能とします。

（2）短期入所における取扱いについて

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とします。

なお、通常取扱いにより緊急短期入所受入加算を算定している場合に、追加で上記の取扱いを行う場合であっても月の上限日数は変わらないものとします。

(3) 留意事項について

上記(1)・(2)の取扱いによる報酬の算定を行う場合は事前に、生活介護事業は別紙1を、短期入所事業は別紙2を福祉局障がい者施策部運営指導課まで提出をお願いします。

なお、利用者にも上記取扱いをする旨の同意を得ておき、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した利用者の氏名について記録を残していただきますようお願いいたします。

<提出について>

○提出書類

生活介護事業 「新型コロナウイルスの感染防止の取組みを実施したことによる生活介護事業の利用時間について」(別紙1)

短期入所事業 「緊急短期入所受入時に行う新型コロナウイルス感染症感染拡大防止取組みについて」(別紙2)
郵送により提出してください。

○送付先 大阪市福祉局障がい施策部運営指導課(〒541-0055 大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階)

2 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)

3 参考(新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ)

- 大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 大阪市ホームページ(障がい福祉サービス等事業所向けの通知)
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona.html>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 雇用調整助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel: 06-6208-7986 Fax: 06-6202-6962

運営指導課 Tel: 06-6241-6520 Fax: 06-6241-6608